

政府首相

ベトナム社会主義共和国

独立－自由－幸福

No. 1292/QĐ-TTg

ハノイ、2014年8月1日

決定

2020年までの越日協力枠組みにおけるベトナム工業化戦略及び2030年のビジョンを実施する環境・省エネ産業発展行動計画の承認

政府首相は

2001年12月25日付の政府組織法に基づき、

2013年7月1日付の2020年までの越日協力枠組みにおけるベトナム工業化戦略及び2030年のビジョンを承認した首相決定第1043/QĐ-TTg号に基づき、

商工省の提議を検討して、

以下を決定する

第1条 本決定の別添として、以下の主な内容を持つ、2013年7月1日付の首相決定第1043/QĐ-TTg号による2020年までの越日協力枠組みにおけるベトナム工業化戦略及び2030年のビジョンを実施する環境・省エネ産業発展行動計画を發布する。

1. 方向性

2020年までに環境・省エネ産業を力強く発展させ、環境汚染処理および持続的エネルギー利用に十分に答え、経済全体に重要な貢献をなす主力産業に成長させる。

2. 目標

－環境・省エネ産業分野の投資誘致を優遇・支援する政策・制度を整備し、円滑で魅力的な投資環境を創出する。

－環境保全・省エネに関するモニタリングを強化し、法律運用・遵守の意識・能力を高める。

－企業が国の環境保護及び省エネのニーズに応えるための製品を生産できるよう、環境・省エネ産業発展への投資を誘致し、技術を移転する。

－ベトナムの具体的条件に適合した環境・省エネ設備製造技術の研究能力を高め、技術を身につける。

3. 行動計画

環境・省エネ産業発展行動計画は 36 のアクションを含み、以下の 5 つの分野に分かれる（別添）。

- a) 環境処理設備生産分野：アクション 1～6
- b) 環境サービス分野：アクション 7～11
- c) 廃棄物リサイクル分野：アクション 12～16
- d) 省エネ・温室効果ガス排出削減：アクション 17～25
- d) 制度・政策・支援活動分野：アクション 26～36

4. 実施方策

－国は管理を強化し、プレッシャー及び市場を創出する。また、環境・省エネ産業発展の支援・優遇制度・政策を発布・実施する。

－すべての経済セクターに対して投資への参加を奨励する。環境・省エネ産業発展行動計画の実施に参加する外国の投資資金や先進技術を誘致する。

－環境・省エネ産業発展行動計画を実施するため、応用研究、投資促進、開発協力、技術移転の事業を推進する。

5. 実施経費

－行動計画を実施するための経費は、国家予算、国際援助資金、民間資金及び他の合法的資金源より調達する。

－制度・政策・支援活動分野の各行動を実施するための経費は、国が国家予算及び（もしあれば）外国の援助資金の一部によって確保する。

－各環境・省エネ産業製品の開発投資活動を実施するための経費は、民間資金、外国投資、国際援助資金及び他の合法的資金源より調達する。

6. 実施体制

a) 商工省の責任

－行動計画の内容に基づいて、各機関がそれぞれの管理範囲において実施を進めるよう組織化・分担する。

－各省庁・地方による本計画実施の監督・連携の中核となる。毎年実施状況を総括し、工業化戦略指導委員会に報告する。定期的に行動計画実施の結果・効果を中間評価・総括評価し、政府首相に報告する。

b) 計画投資省の責任

－財政省及び関係省庁と連携して、制度・政策・支援活動分野の各行動を効果的に実施するため、国

家予算からの資金を確定し割り当てる。

－関係省庁・地方と連携して、行動計画で割り当てられた具体的任務を実施する。

c) 財政省の責任

－計画投資省と連携して、法律規定にしたがって各省庁が制度・政策・支援活動分野の各行動を実施するための予算を承認権限のある上級機関に提出し、経費を確保する。

－関係省庁・地方と連携して、行動計画で割り当てられた具体的任務を実施する。

d) 関係省庁の責任

－関係省庁と連携して、それぞれの職務に応じて行動計画で割り当てられた具体的内容・任務を策定・実施する。

－毎年、行動計画で割り当てられた任務の実施結果・効果を評価し、指導委員会及び政府首相に報告するための総括を行うため商工省に送付する。

d) 地方省・中央直轄市人民委員会、各工業団地管理委員会の責任

－それぞれの職務に応じて行動計画で割り当てられた具体的内容・任務を策定・実施する。

－毎年、行動計画で割り当てられた任務の実施結果・効果を評価し、政府首相に報告するための総括を行うため商工省に送付する。

第2条 本決定は署名日より発効する。

第3条 各大臣、中央省庁級機関の長、政府直轄機関の長、地方省・中央直轄市の人民委員長及び関係する組織・個人は本決定を施行する責任を負う。

送付先

- －党中央書記局
- －政府首相、各副首相
- －各省庁、中央省庁級機関、政府直轄機関
- －各地方省・中央直轄市人民評議会、同人民委員会
- －党中央事務局及び党中央各委員会
- －書記長事務局
- －国家主席府
- －民族評議会及び国会各委員会
- －国会事務局
- －最高人民裁判所
- －最高人民検察院
- －国家会計検査院
- －国家金融監督委員会

首相

(署名・捺印済)

グエン・タン・ズン

- －社会政策銀行
- －ベトナム開発銀行
- －ベトナム祖国戦線中央委員会
- －各団体中央機関
- －各国有経済グループ・総公社
- －首相府：官房長官，各副長官，首相補佐官，政府ポータルサイト，各
部局（総合局，書記編纂局，科学・教育・文化・社会局，部門経済局，第 3
局，企業刷新局，総合経済局，法律局），公報
- －保管用：文書係，国際関係局（3 部）

政府首相

ベトナム社会主義共和国

独立－自由－幸福

行動計画

2020年までの越日協力枠組みにおけるベトナム工業化戦略及び2030年のビジョンを実施する環境・省エネ産業発展

(2014年8月1日付首相決定第1292/QD-TTg号別添)

I. 現状

1. ベトナムにおける環境・省エネ産業の位置づけ及び役割

環境産業は社会の投資上の関心を集めてきている。9,000万人の人口を有するベトナムでは、日々の生産・経営活動および生活から、大量の固形廃棄物、排水、排気が出されており、環境保護のために処理が必要となっている。

2005年環境保護法は、商工省に対して環境産業の発展を指導するよう規定しているほか、商工省の機能・任務・権限・組織体制に関する2012年11月12日付の政府議定第95/2012/ND-CP号も、商工省は環境産業セクターに対して責任を負うと規定している。

政府は環境産業の発展に関する多くの文書を発布している。2009年7月20日付の首相決定第1030/QD-TTg号は「2015年までの環境産業発展案および2025年までのビジョン」を承認、2010年2月10日付の首相決定第249/QD-TTg号は「2020年までの環境サービス発展案」を承認しているほか、2012年9月5日付の首相決定第1216/QD-TTg号は「2020年までの国家環境保護戦略」を承認し、そこでは「環境産業の発展においては環境サービス、特に廃棄物処理・リサイクルの提供能力の発展を重視する」と明確な方策を示している。

省エネ産業は社会の投資上の関心を集めてきている。エネルギーの節約・効果的利用のプログラムは深く展開されてきている。2010年に国会はエネルギー節約・効果的利用法を採択し、政府は同法の施行細則を規定する政令第21/2011/ND-CP号やその他多くの法規範文書を発布した。

ベトナムは今後、経済社会発展に必要なエネルギーの輸入国になっていくと予測されている。国内の簡易加工エネルギー源の制約、世界的なエネルギー価格の上昇傾向の下、また、国家グリーン成長戦略の目標や省エネおよびエネルギーの効果的利用に関する国家ターゲットプログラムの実施において、持続的発展を確保するため、省エネおよびエネルギーの効果的利用は切迫した課題となっており、省エネおよびエネルギーの効果的利用に関する法律によって法制化された。工業部門は、大量のエネルギー「消費者」（陶磁器、製紙、鉄鋼、セメント等）であるとともに、省エネ設備の「生産者」でもあることから、重要な役割を担っている。

2. ベトナムにおける環境・省エネ産業の需給分析

廃棄物排出量の増加、その性質の複雑化により環境負荷が増加しており、環境問題の解決に十分な力を有する新たな処理／加工能力の開発が求められている。建設省の推定によると、2015年までに、第4級以上の都市から排出される生活廃棄物の量は1日当たり約37,000トンで、2020年までには1日当たり約59,000トンに達し、現在の1.7～4倍に増加する。各種工業団地から排出される廃棄物の量は、2015年までに1日当たり約26,000トン、2020年には1日当たり約57,000トンに達する見込みで、このうち有害廃棄物が約0.4%を占める。調査結果によると、工業団地1ha当たり年間約25-50m³の排水と約200トンの固形廃棄物を排出している。2013年12月時点で、ベトナムでは約293か所の集中型工業団地、878か所以上の工業集積地、15か所の経済区が活動している。すでに操業している208か所の工業団地のうち、集中型排水処理システムを運用しているのは158か所であり、操業中の工業団地総数の76.3%を占めている。多業種が集積しているという性質により、経済区には集中型排水処理システムはないが、経済区内にある工業団地の排水処理システムを利用している。工業集積地については、天然資源環境省の2013年データによると、現在操業中の工業集積地総数の約3%しか集中型排水処理システムを備えておらず、残りの97%は環境排出基準を満たした排水処理システムを備えている。

天然資源環境省の2011年報告書によると、全国で年間約2800万トンの通常固形廃棄物が排出されており、このうち通常産業廃棄物は年間688万トン、生活廃棄物は年間約1900万トン、通常医療廃棄物は年間約212万トンである。通常固形廃棄物の回収・処理は、主として各地方の都市環境公社によって実施されている。都市における固形廃棄物の回収率は推定約83%であり、農村地域では約40～55%である。有害廃棄物の回収・処理率は約65%で、医療廃棄物の回収率は75%超である。

交通・保健・観光などのサービス分野が廃棄物排出量の全体に占める割合も大きく、有害廃棄物の比率が高い。保健分野で見ると、現在約13,500箇所の施設が活動しており、このうち1,263が基幹病院、1,000超が環境産業研究所・センター施設、予防医療施設、その他民間施設である。環境産業施設・医療施設から排出される固形廃棄物の量は1日当たり約350トンであり、このうち10～20%（現在、1日当たり平均40.5トン）が有害廃棄物である。有害廃棄物の増加率は、年間約7.6%とかなり高水準である。現在の極めて低い処理能力では、需要の約1/3しか満たせておらず、環境産業分野にとって小さくない課題となっている。

2011年の統計によると、環境分野で事業を営んでいる企業数は928社あり、そのうち10社余りが、集塵システム、有害・通常廃棄物焼却炉、ゴミ分類設備、堆肥生産設備、燃料ペレット設備などの環境技術設備の生産・製造に特化しており、125社が排水・水処理分野で事業を営んでいる（工業団地用水処理工場は105箇所、設計能力は1日当たり計201,950m³で、現在操業中の工業団地の61%をカバーしており、水処理能力の増加率は年間約10%。都市部では全国で20のプロジェクトがあり、設計能力は1日当たり175万m³、このうち12の工場が現在稼働しており、その能力は1日当たり計415,000m³。）。また、473社が固形廃棄物処理サービスを営んでいる。天然資源環境省のデータによると、2012年5月現在、全国で86社が有害廃棄物処理分野で認可を受けた上で事業を営んでいる。環境事業関連の従事者数は2011年で82,406人であり、このうち給水・水処理分野には27,713人（43%）、固形廃棄物収集・処理・リサイクル分野には31,738人（49%）、その他が約4,687人となっている。

固形廃棄物（都市生活廃棄物、産業廃棄物、医療廃棄物、有害廃棄物）の収集・運搬・処理サービス、都市排水・産業排水処理、排水・排気・固形廃棄物の処理設備生産、ベトナムの条件に適した環境汚染処理技術の開発・移転など、2020年までの環境産業技術・機器への需要は非常に大きい。省エネ分野で

は、発展のポテンシャルを有する分野として、鉄鋼・製紙・セメント・陶磁器などエネルギー消費量の多い生産セクター向けの省エネ技術の研究・移転・導入支援や、LED照明・高効率電子電機設備などグリーン技術製品の研究・開発を挙げることができる。

2009年7月20日付の首相決定第1030/QD-TTg号で承認された「2015年までの環境産業開発案及び2025年までのビジョン」が実施されてきており、一定の成果を挙げ始めている。2020年までのベトナム環境産業開発計画を政府に提出したほか、現在、環境産業開発に関する政令案を作成中であり、そこでは環境産業開発に向けた支援策や奨励策が定められる。多くの種類の廃棄物処理技術や処理設備が研究されており、現場への移転・導入の可能性がある。環境産業企業が多数形成・発展しており、国内の環境処理技術・設備需要の一部を満たしている。

生産および消費における省エネは社会全体の関心事項となっている。しかし、省エネ、新エネルギー利用、再生可能エネルギー利用のための機器・製品はまだ大きく発展していない。現状では、コンパクト照明、LED照明、インバーター式電導エンジン用ボールベアリング・扇風機・洗濯機・エアコン、炊飯器・冷蔵庫など、限られた種類の省エネ機器が生産・利用されているのみである。生産および消費における省エネの可能性は大きいですが、ベトナムでは工業用省エネ技術・機器普及のためのインフラ整備や法規範文書システム整備が不十分であるため、現在、工業における省エネ策は主として、省エネライン・技術・機器への投資よりも、生産管理体制の変化に頼っている。

3. ベトナムにおける環境・省エネ産業の課題

環境産業分野の能力はまだ弱く、都市排水処理需要の2~3%、固形廃棄物処理需要の15%、有害廃棄物処理需要の約14%を満たしているに過ぎない。また、廃油・廃プラスチック・廃電機リサイクルなどの多くのリサイクル分野はまだ発展していない。

環境・省エネ産業の開発への投資誘致の成果は低調で、社会的要請に見合ったものとなっていない。環境サービス分野、特に都市排水処理サービス分野は、依然として国家予算からの給付金に主として依存している。

環境産業発展計画はまだ承認されておらず、首相決定第1030/QD-TTg号に定められたスケジュールから遅れている。

環境保護・省エネに関する制度・政策はまだ十分でなく、整合性に欠け、その実施も厳正・効果的でない。環境保護に関する法律執行が厳正でないため、多くの企業が環境処理に対する投資責任を十分に果たしていない現状が生じている。これは環境・省エネ産業の発展にとって困難となるだろう。

産業用の省エネ設備・ライン・インフラや省エネ製品製造プロジェクトはハイテクで多額の投資を必要とする一方、ベトナム企業の財務能力には限界がある。多くの企業は生産用の省エネ設備・ラインにアクセスできない。省エネ設備の製造企業も、まだ組立加工段階に留まっている。環境・省エネ分野の工業製品量は限られており、技術的付加価値の低い固形廃棄物・排水・有害廃棄物の処理の分野に集中している。したがって、産業用の省エネ設備・技術はまだ普及していない。

環境・省エネ設備の研究・生産能力及び研究と生産のリンクは限られている。多数の環境企業が

投資及び技術の面で力が弱い。いくつかの分野では外国企業が主導的役割を果たしており、民間企業が発展する機会がない。

環境・省エネ産業に関する統計が不十分であり、本分野のモニタリングや政策策定に対して悪影響を及ぼしている。

II. 2020年への方向性

2020年までに環境・省エネ産業を力強く発展させ、環境汚染処理および持続的エネルギー利用に十分に答え、経済全体に重要な貢献をなす主力産業に成長させる。

III. 2020年までの目標

1. 環境・省エネ産業分野の投資誘致を優遇・支援する政策・制度を整備し、円滑で魅力的な投資環境を創出する。
2. 環境保全・省エネに関するモニタリングを強化し、法律運用・遵守の意識・能力を高める。
3. 企業が国の環境保護及び省エネのニーズに応えるための製品を生産できるよう、環境・省エネ産業発展への投資を誘致し、技術を移転する。
4. ベトナムの具体的条件に適合した環境・省エネ設備製造技術の研究能力を高め、技術を身につける。

IV. 戦略的課題

1. 政府の法的枠組み、行政手続き、奨励・優遇政策や、情報、コミュニティの意識、規定の運用・モニタリング能力等を含む投資環境は、投資誘致において極めて重要である。したがって、工業化戦略および環境・省エネ産業行動計画を成功させるためには、支援政策・制度を整備し、投資を誘致するにあたって円滑で魅力的な環境を創出する必要がある。各政策・制度は整合的・一貫的で、企業ヒアリングに基づいて形成されたもので、投資誘致インセンティブになるとともに、製品消費市場の需要を生み出すために生産施設に対する圧力ともなる必要がある。

2. 行動計画の目標を実現するため、発布された投資環境円滑化に基づき、情報を広く公表し、潜在的企業の投資の誘致に注力する必要がある。

3. 環境・省エネ産業発展の策定・実施・成果評価プロセスにおける、政府＝企業＝科学者及び研究所・学校の専門家及び国際的な専門家の最大限の関与を得る。

4. 市場及び規定実施状況のチェックを強化し、定期的に結果を公表する。

V. 行動計画

	アクション	実施期限	主管機関	連携機関
A.	環境処理設備生産			

1.	セメント工場・発電所等の排気ガス量の多い工場向けの脱硝・脱硫フィルター，電気脱硝・脱硫設備の製造。	2015-2020	商工省	建設省，天然資源環境省
2.	低密度居住区・都市郊外地域・農村・手工芸村・サービス地点に適合した分散型排水処理のためのモジュール式排水処理槽の生産。	2015-2020	建設省	商工省，天然資源環境省
3.	清掃車・ゴミ収集車等の生産。	2015-2020	交通運輸省	商工省，建設省
4.	交通運輸車両（客車・船舶）向け衛生廃棄物処理システムの生産。	2015-2020	交通運輸省	商工省，建設省
5.	ゴミ分類・焼却・肥料生産設備の生産。	2015-2020	建設省	商工省，天然資源環境省
6.	環境観測・分析設備の生産。	2015-2020	天然資源環境省	商工省
B. 環境サービス発展				
7.	各都市における集中型都市排水処理工場の建設投資。	2015-2020	各市人民委員会	天然資源環境省，建設省
8.	各工業団地における集中型工業排水処理場の建設投資。	2015-2020	各工業団地管理委員会	計画投資省，天然資源環境省，建設省
9.	ゴミ分類・焼却・肥料生産一貫工場，ゴミ焼却発電工場への建設投資。	2015-2020	建設省	商工省
10.	集中型有害廃棄物処理工場の建設投資。	2016-2020	天然資源環境省	商工省
11.	皮革・サトウキビ分野の排水処理技術の開発・移転。	2015-2020	商工省	関連省庁・機関
C. 廃棄物リサイクル				
12.	廃プラスチックを燃料等にリサイクルする工場の建設。	2015-2020	商工省	天然資源環境省，建設省
13.	廃油を燃料等にリサイクルする工場の建設。	2015-2020	商工省	天然資源環境省，建設省
14.	使用期限切れ運輸車両収集・リサイクルセンターの建設	2015-2020	交通運輸省	商工省，天然資源環境省
15.	廃電機収集・リサイクルモデルの実験・展開	2015-2020	天然資源環境省	商工省，建設省
16.	魚油・動物脂・廃棄食用油・ゴムの実・ジェットロファ・ミレットピアピナータ等を原料とするバイオディーゼルや他の製品（DHA・アルカロ	2015-2020	商工省	農業・農村開発省，関連省庁・機関

	イド・酸化防止剤等)の生産モデルの実験・展開			
D. 省エネ・温室効果ガス排出削減				
17.	LED照明生産への投資。	2015-202 0	商工省	科学技術省, 建設省
18.	ベトナム産業界における高効率天然ガス利用普及に資するインフラ開発, 法的枠組み整備および設備製造。	2018-202 0	商工省	建設省, 交通運輸省
19.	ビール工場におけるエネルギー効果的利用・温室効果ガス排出削減モデルの展開。	2014-202 0	商工省	関連省庁・機関
20.	病院・ホテル・大型オフィスビルにおける省エネモデルの展開	2014-202 0	建設省	関連省庁・機関
21.	水産加工工場におけるエネルギー使用効率向上モデルの展開	2014-202 0	商工省	関連省庁・機関
22.	エネルギー消費の大きい産業分野の企業におけるエネルギー使用効率の改善。	2015-202 0	商工省	関連省庁・機関
23.	オゾン利用旋回噴流方式による食品加工分野の汚水処理技術の開発。	2015-202 0	天然資源環境省	関連省庁・機関
24.	ホテル・レストラン・家庭からの有機性廃棄物からのエネルギー回収処理技術の開発。	2015-202 0	天然資源環境省	関連省庁・機関
25.	耐久性の高いバイオガス利用設備生産への投資。	2015-202 0	商工省	関連省庁・機関
E. 制度・政策・支援活動				
26.	環境産業開発に関する政令の策定。	2014-201 5	商工省	天然資源環境省, 計画投資省, 財政省
27.	エネルギーの節約・効果的利用に関する制度・政策・法的枠組みの見直し・改訂・整備。	2014-202 0	商工省	科学技術省, 計画投資省, 財政省, 建設省, 交通運輸省
28.	エネルギー効率最低基準及びエネルギー製品ラベルの発布。	2014-202 0	商工省	科学技術省, 交通運輸省, 建設省, 農業・農村開発省
29.	ゴミ焼却工場における発電機やバイオガス発電機による電気の買い取り補助金制度・政策の策定。	2014-201 5	商工省	天然資源環境省, 計画投資省, 財政省
30.	LED照明の生産投資・消費への支援制度・政策の策定	2014-201 5	商工省	天然資源環境省, 計画投資省,

				財政省
31.	環境保護活動への優遇・支援に関する 2009 年 1 月 14 日付の政令第 04/2009/ND-CP 号の見直し・改訂・整備。	2014-2015	天然資源環境省	計画投資省, 財政省
32.	環境保護に関連する法規範文書体系, 標準・規 準体系の見直し・改訂・整備。	2014-2015	天然資源環境省	商工省, 建設省
33.	越日二国間クレジットメカニズム (JCM) の実 施制度・政策・ガイドラインの整備。	2014	天然資源環境省	計画投資省, 財政 省
34.	環境処理設備・ラインに対する技術審査・品質 管理に関する規定の策定。	2014-2015	科学技術省	天然資源環境 省, 商工省, 建設 省, 交通運輸省
35.	集合住宅区・居住区・大型アパートに対する排 水処理場建設に関する規定の策定。	2014	建設省	天然資源環境省
36.	「2016～2020 年の環境産業発展への科学研 究・技術移転プログラム」フェーズ 2 の実施 (2009 年 7 月 20 日付の首相決定第 1030/QD-TTg 号で承認された「2015 年までのベ トナム環境産業発展および 2025 年までのビジ ョン」案の実施継続)。	2016-2020	商工省	科学技術省, 建設 省, 天然資源環境 省, 関連省庁・機 関

VI. 実施体制及びモニタリング制度

1. 商工省の責任

－行動計画の内容に基づいて、各機関がそれぞれの管理範囲において実施を進めるよう組織化・分担する。

－各省庁・地方による本計画実施の監督・連携の中核となる。毎年実施状況を総括し、工業化戦略指導委員会に報告する。定期的に行動計画実施の結果・効果を中間評価・総括評価し、政府首相に報告する。

2. 計画投資省の責任

－財政省及び関係省庁と連携して、制度・政策・支援活動分野の各行動を効果的に実施するため、国家予算からの資金を確定し割り当てる。

－関係省庁・地方と連携して、行動計画で割り当てられた具体的任務を実施する。

3. 財政省の責任

－計画投資省と連携して、法律規定にしたがって各省庁が制度・政策・支援活動分野の各行動を実施するための予算を承認権限のある上級機関に提出し、経費を確保する。

－関係省庁・地方と連携して、行動計画で割り当てられた具体的任務を実施する。

4. 関係省庁の責任

－関係省庁と連携して、それぞれの職務に応じて行動計画で割り当てられた具体的内容・任務を策定・実施する。

－毎年、行動計画で割り当てられた任務の実施結果・効果を評価し、指導委員会及び政府首相に報告するための総括を行うため商工省に送付する。

5. 地方省・中央直轄市人民委員会、各工業団地管理委員会の責任

－それぞれの職務に応じて行動計画で割り当てられた具体的内容・任務を策定・実施する。

－毎年、行動計画で割り当てられた任務の実施結果・効果を評価し、政府首相に報告するための総括を行うため商工省に送付する。

6. 行動計画実施状況のモニタリング

－商工省は、環境・省エネ産業発展行動計画の実施結果を監督・総合評価する責任を負う。毎年、工業化戦略指導委員会及び政府首相に報告する。

－科学技術省、天然資源環境省、財政省、計画投資省及び関係省庁は、それぞれの職能及び行動計画における役割分担に応じて、環境・省エネ産業発展行動計画の実施結果を監督・評価する責任を負う。毎年、指導委員会及び政府首相に報告するための総括を行うため商工省に報告を送付する。

－毎年 12 月 15 日までに、行動計画の各行動の主管を割り当てられた省庁は、指導委員会及び政府首相に報告するための総括を行うため商工省に実施結果報告を送付する。

7. 行動計画の改定

行動計画の実施過程において必要が認められた場合、商工省は現実的要請に応じた行動計画の内容改定につき工業化戦略指導委員会に報告する。

首相

(署名・捺印済)

グエン・タン・ズン